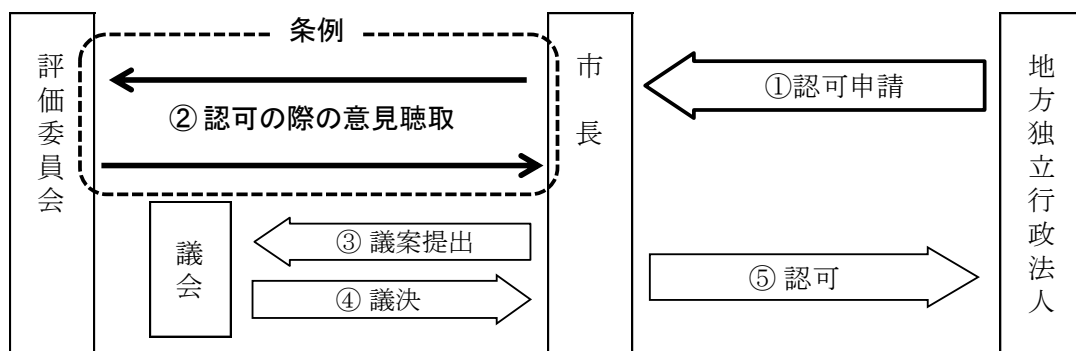


地方独立行政法人の中期計画について

1. 法的根拠 ・ ・ 地方独立行政法人法第 26 条第 1 項
2. 意 義 ・ ・ 設立団体の長から与えられた中期目標を達成するための収支計画などを含んだ具体的な行動計画で、法人が作成する。設立団体の長は、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て、これを認可する。
3. 認可手続 ・ ・ 地方独立行政法人法第 83 条第 3 項及び堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例第 2 条第 1 項第 1 号
 → 評価委員会の意見を聴き、病院事業などの公営企業型の独立行政法人の場合は、議会の議決を経て市長が認可する

中期計画 (法第26条・第83条、条例第2条)



(中期目標と中期計画・年度計画の関連性)

